

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成等について

富山県土木部河川課

0

— 目次構成 —

1 水防法について	【P2～P5】
2 避難確保計画作成と訓練の必要性	【P6～P13】
3 避難確保計画作成方法について	【P14～P41】
【参考】情報提供	【P42～P49】

1

1 水防法について

1. 避難確保計画作成の義務化
2. 要配慮者利用施設とは

2

1. 避難確保計画作成及び避難訓練の実施・結果報告の義務化(R3.改正)

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施・結果報告」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(R3.7)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成・訓練の実施に加え、訓練の結果報告が義務化**されました。
- ・令和3年3月31日時点での県内の**要配慮者利用施設(1534施設)**のうち、**計画作成済694施設(45.2%)**、**訓練済362施設(23.6%)**
- ・国土交通省は、2021年度(令和3年度)迄に作成率を100%とし、**逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。**

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の**要配慮者利用施設**※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

1. 避難確保計画作成の義務化

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う
・避難確保計画作成(義務)
・訓練の実施、結果報告(義務)
・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び8項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
・避難確保計画の市町村への報告
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる
・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表が可能

2. 要配慮者利用施設とは

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を指します。

要配慮者利用施設の例

社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 身体障害者社会参加支援施設 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害福祉サービス事業の用に供する施設 保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設 障害児通所支援事業の用に供する施設 児童自立生活援助事業の用に供する施設 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 子育て短期支援事業の用に供する施設 一時預かり事業の用に供する施設 児童相談所 母子・父子福祉施設 母子健康包括支援センター <p>等</p>
学校	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 	<ul style="list-style-type: none"> 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校 専修学校(高等課程を置くもの) <p>等</p>
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 病院 診療所 助産所 <p>等</p>	

※義務付けの対象となるのは、これらの要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

2 避難確保計画の作成と訓練の必要性について

1. 過去の浸水事例
2. 施設における避難の取組事例

6

1. 過去の浸水事例（令和2年7月豪雨） 熊本県球磨村



令和3年度水防月間ポスターより

7

1. 過去の浸水事例（令和2年7月豪雨）

令和2年7月豪雨による災害（球磨川水系等）

- 球磨川等が氾濫し、流域の市町村の被害は、浸水面積約1,150ha、浸水棟数約6,300棟、死者・行方不明者50人に上った。
- 被害が集中した球磨村では、特別養護老人ホーム千寿園の入所者14人が犠牲になった。



人吉市の浸水状況



球磨村の被害状況



人吉市街地の浸水被害状況



14人が犠牲になった千寿園

※本情報は速報値であるため、今後の調査等で変わる可能性があります。

1. 過去の浸水事例（令和2年7月豪雨）

球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」の被害

- 球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」では、施設の2階（約3m）まで浸水し、入所者65名のうち死者14名の人的被害が発生した。



球磨川の浸水区域と千寿園の位置



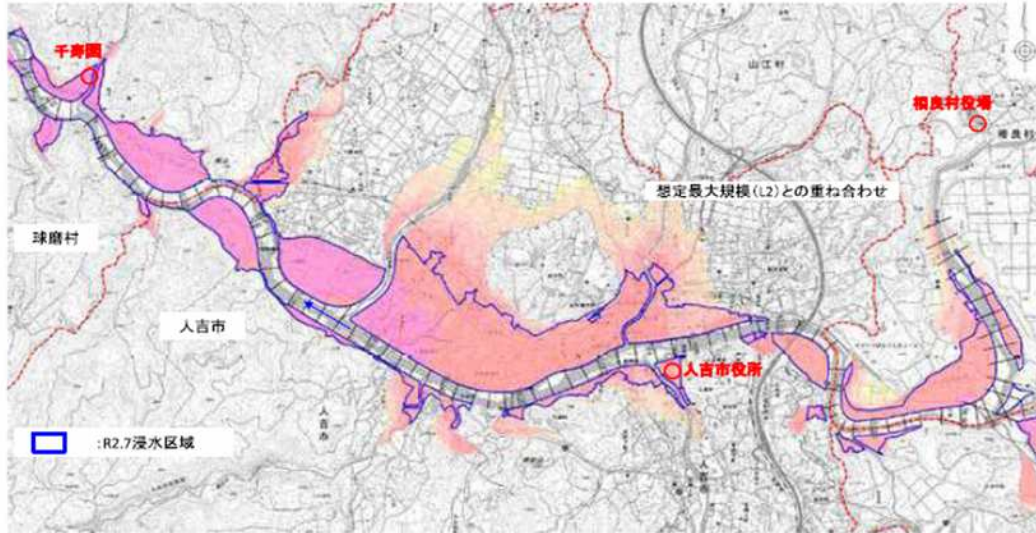
※1) 洪水危険調査などにより浸水区域・浸水深を推定。
 ※2) 本資料は「速報」であり、今後変わる場合がある。

1. 過去の浸水事例（令和2年7月豪雨）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と実績浸水範囲（人吉市街部、球磨村渡地区）

○ 令和2年7月洪水の実績浸水区域は、想定浸水区域（想定最大規模洪水）に包含されている。

浸水区域と浸水想定区域図（想定最大規模：L2）重ね合わせ



※1) 洪水感測調査などにより浸水区域・浸水深を推定。
 ※2) 本資料は「速報」であり、今後変わる場合がある。

0

2. 施設における避難の取り組み事例（1）

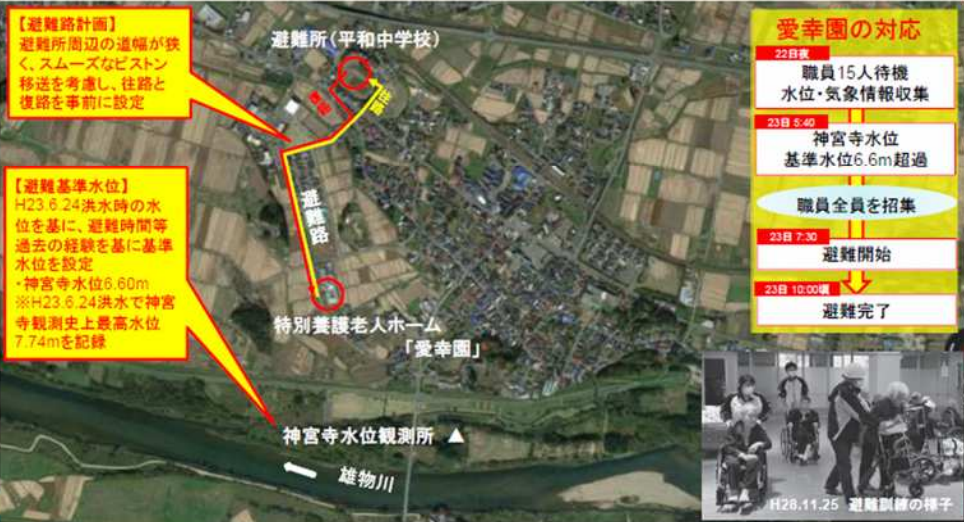
特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での迅速な避難



2. 施設における避難の取り組み事例（2）

グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

<施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。



※両施設とも、医療法人よつば会が運営

平成30年7月豪雨における避難の概要



2

2. 施設における避難の取り組み事例（3）

特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難



3 避難確保計画の作成方法について

【重要】国交省HP「要配慮者利用施設の浸水対策」



計画作成に役立つ情報をダウンロードできます。

- 避難確保計画作成の手引き
- ・解説編(共通)
 - ・様式編(施設分類別、全災害共通)
 - ・記載例(〃)

- 参考資料
- ・点検マニュアル
 - ・計画作成事例集
 - ・地方公共団体の取り組み事例集
 - ・施設の避難の取り組み成果事例集

【国土交通省ウェブサイト】
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouho_u/jieisuibou/index.htm

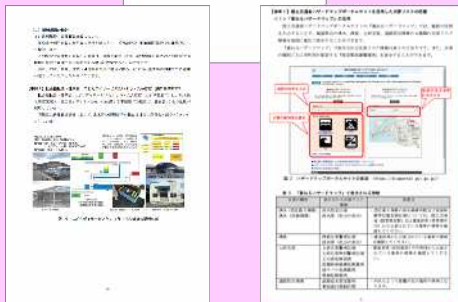
HPからひな型等をダウンロードして避難確保計画を作成する

■避難確保計画作成に役立つ計画作成の手引き、計画様式が昨年度改定されました。

解説編

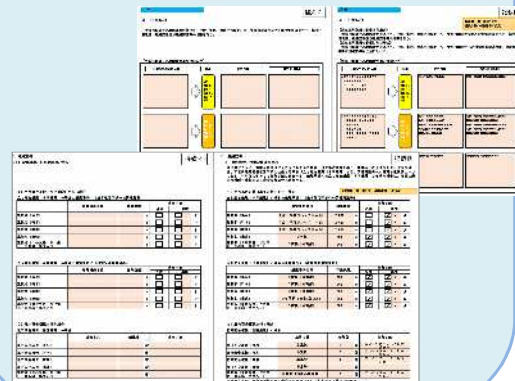
- 洪水、内水、高潮、津波、土砂災害の各災害の手引きを1つに統合
- 好事例や参照HPを踏まえ、手順を追うことでの確に計画を作成できる

避難確保計画作成の手引き 解説編



様式編

- 洪水、内水、高潮、津波、土砂災害の各災害について統合して作成できる
- 作成しやすいよう右側に記載例を記載
- 必要事項を埋めるだけの簡易なひな型



16

避難確保計画に記載する項目一覧

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

17

各様式の目的と作成・検討時のポイント【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式編の記載を基本とする。	<input type="checkbox"/>
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	<input type="checkbox"/>
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	<input type="checkbox"/>
様式3	情報収集先・伝達先を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	<input type="checkbox"/>
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 避難場所は状況に応じて選択できるよう複数検討しておく。	<input type="checkbox"/>
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	<input type="checkbox"/>
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式編の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。	<input type="checkbox"/>
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	<input type="checkbox"/>
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	<input type="checkbox"/>
様式10	外部機関の連絡先を整理する	緊急時に連携が必要な連絡先を明確にする。	<input type="checkbox"/>
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	<input type="checkbox"/>
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集がうまくいかない場合も想定する。	<input type="checkbox"/>
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式編の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別表1	防災体制を整理する	≒ 様式12(防災体制一覧表)	<input type="checkbox"/>
別表2	備蓄品を整理する	≒ 様式5(避難確保資器材一覧)	<input type="checkbox"/>

【様式1】計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式1	計画の目的等を整理する	様式編の記載を基本とする。

3 計画の適用範囲
この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3) (4)
施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載
※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について
大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全県下又は「〇〇市」以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

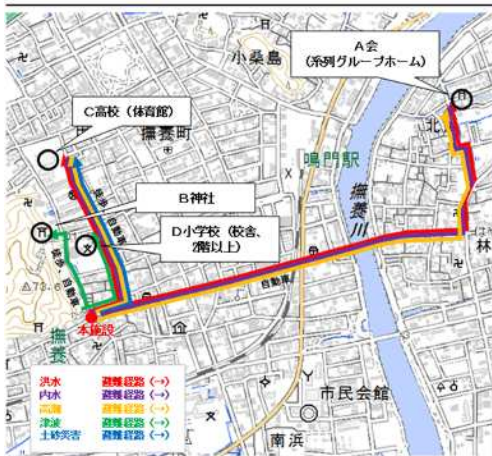
解説編 第1章1.2(5)
事前休業の判断について

大型台風の襲来や気象警報の発令等により、大きな被害があらかじめ想定される場合は、事前休業を判断することも有効

【別紙1】避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
内水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
高潮	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
津波	B神社	D小学校（校舎2階以上）	指定層
土砂	C高校（体育館）	C高校（体育館）	本施設（斜面の反対側）2階



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じて見直しするものとする。

避難場所の選定

- 災害毎に避難経路を検討する
- 避難経路・避難場所は複数選定する
- ◆ 避難場所の候補
 - (水平避難)
 - 区域外の関連施設
 - 市町村指定の指定緊急避難場所
 - (垂直避難)
- 避難に要する時間や想定浸水深等を考慮し安全と判断できる上階

20

【参考】施設周辺の水害リスクを把握する

- 施設が平屋建ての場合、3.0mの浸水で施設は天井付近まで浸かることになります。
- 浸水深が0.5mの場合でも、ほとんど歩けなくなるものと考えする必要があります。

0.5m～3.0m の浸水では…



0.5m 以下の浸水では…



平成30年7月豪雨時の倉敷市真備町の状況

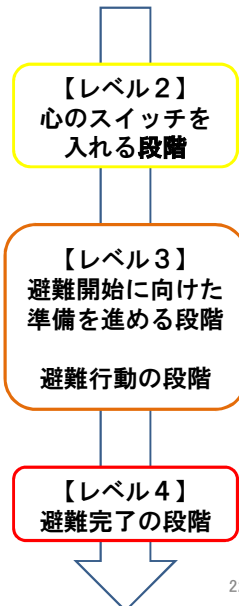
写真)岡山県資料

【様式2】防災体制

様式	様式目的	作成・検討時のポイント
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(委員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川(〇〇地点)氾濫注意報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総務・情報班(情報収集伝達委員)
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川(〇〇地点)氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総務・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総務・情報班(情報収集伝達委員) 総務・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・〇〇川(〇〇地点)氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導委員)



22

【参考】気象情報の見方

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができません、命が危険な状況、いまだ場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 幸々勿ル(気象庁発表)	氾濫発生情報 5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況、この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制(災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報	極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報 4相当
3	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせて始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制(避難行動の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	警戒(警戒級) 氾濫警戒情報 3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制(高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制(連絡委員を配置)	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	注意(注意報級) 氾濫注意情報 2相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・職員との連絡体制を確認		早期注意情報(警戒級の可能性)	

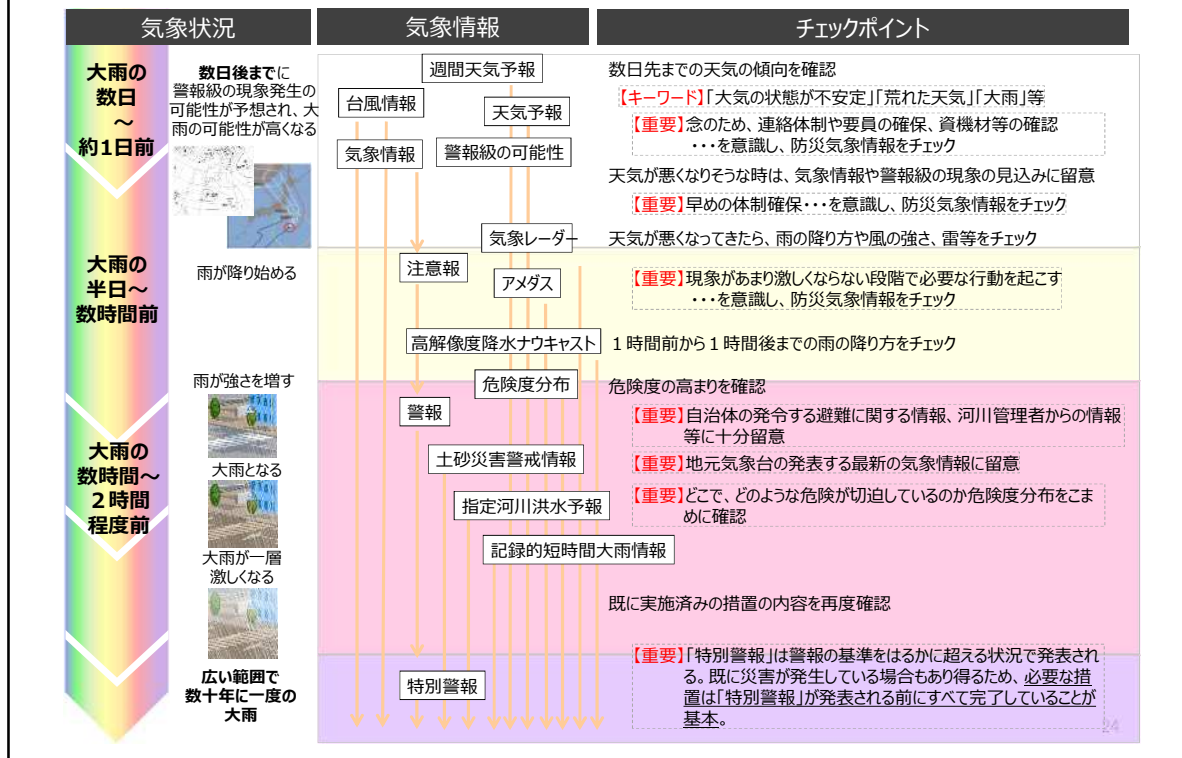
※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(激甚)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「激甚」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

23

【参考】気象情報の見方



【参考】気象庁HPから防災情報を表示



○をクリックすると「あなたの街の防災情報」が表示される

【参考】河川の水位情報の見方

- 国・富山県により観測されている、〇〇市内の雨量情報および河川の水位情報は、国土交通省「川の防災情報」のサイトから入手する。
- 雨の降り方や河川水位の時間的な状況変化を1時間ごとに確認する。

The screenshot shows the '川の防災情報' (River Disaster Information) website. At the top, there is a search bar with the text '川の防災情報' and a '検索' (Search) button. Below the search bar, there is a section for '全国の洪水の危険度 (洪水予報等)'. A message states '発表情報はありません' (No published information). Below this, there is a section for '情報の探し方を選ぶ' (Select how to search for information), which lists '4種類の検索方法があります' (There are 4 types of search methods). The methods are: 'サイト内検索' (Search within site), 'フリー検索' (Free search), '市町村名から検索' (Search by city/town/village name), '河川名から検索' (Search by river name), and '観測所名から検索' (Search by observation station name). The 'フリー検索' method is selected, and '富山市' (Toyama City) is entered in the search field. To the right of the search methods, there is a red-bordered box containing the text '地点登録が可能です' (Location registration is possible). Below this, there is a section for '自宅等のリスクを調べる' (Check risks at home, etc.), which states '登録した地点の状況を確認できます。' (You can check the status of registered locations). There are three '地点を登録' (Register location) buttons. Below the search methods, there are two sections: '地図から探す' (Search from map) and '市町村から探す' (Search by city/town/village). The '地図から探す' section shows a map of Japan with a red dot indicating the location of Toyama City. The '市町村から探す' section shows a list of cities/towns/villages in Toyama Prefecture.

28

【参考】河川の水位情報の見方

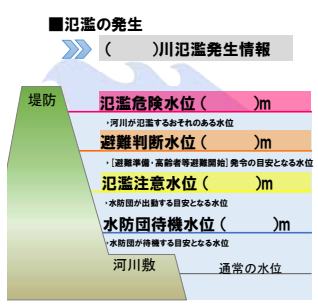
The screenshot shows the '川の防災情報' website with search results for Toyama City. The search bar at the top contains '富山市' (Toyama City) and the '検索' (Search) button. Below the search bar, there is a section for '市町村に関する検索結果' (Search results related to cities/towns/villages). A button labeled '富山県富山市 (市町村情報へ)' (Toyama Prefecture Toyama City (to city/town/village information)) is highlighted. Below this, there is a table of search results:

水位・ダム・カメラ観測所	130件
雨量観測所	31件
水質・海岸・積雪深観測所	2件
洪水予報	0件

Below the table, there is a red-bordered box containing the text '地図で確認' (Check on map) and '治水想定を確認する' (Check flood prevention assumptions). A red arrow points from this box to a detailed view of the river water level information. The detailed view shows a map of Toyama City with various observation points marked with green icons. A legend on the right side of the map lists the following observation types: '水位観測' (Water level observation), '水位計' (Water level gauge), 'ダム諸量' (Dam measurements), '雨量' (Rainfall), '水質' (Water quality), '海岸' (Coast), '積雪深' (Snow depth), and '河川カメラ' (River camera). The legend also shows a '1/10' indicator. At the bottom of the map, there are buttons for '凡例' (Legend), 'モバイルモード' (Mobile mode), and '表示切替' (Toggle display).

29

【参考】河川の水位情報の見方



河川名	熊野川	山田川	坪野川
水位観測所	熊野橋	長沢橋	坪野橋
氾濫危険水位	3.9m	3.0m	2.0m
避難判断水位	3.3m	2.2m	1.8m
氾濫注意水位	2.6m	1.8m	1.8m
水防団待機水位	2.0m	1.1m	1.5m

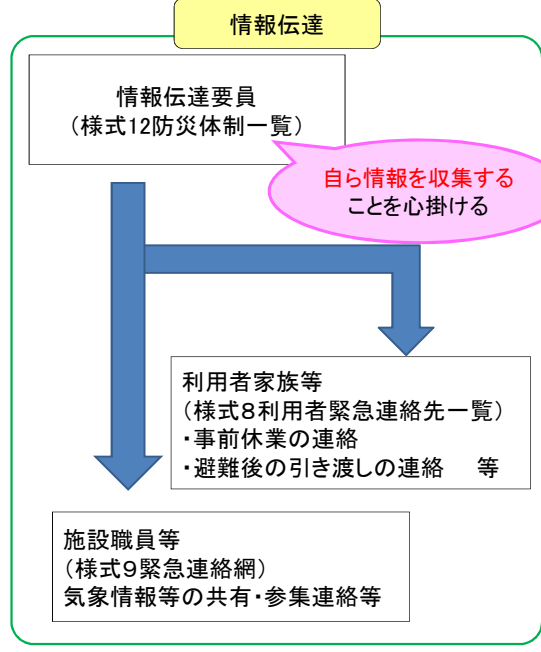
30

【様式3】 情報収集・情報伝達

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式3	情報収集先(伝達先)を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。

主な情報収集先

情報内容	取得機関	URL・連絡先
台風等の各種気象情報	気象庁HP	https://www.jma.go.jp/jp/kish/ojoho/
	富山地方気象台	https://www.jma-net.go.jp/toyama/
河川の情報	国土交通省HP 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do
富山県内の防災情報	富山防災WEB	http://www.bousai.pref.toyama.jp/
	防災ネット富山	http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/
避難勧告等の情報	〇〇市HP	所在地の市町村のHPへ
	〇〇市緊急情報メール	※事前登録が必要な場合もあり
停電の情報	北陸電力	http://www.rikuden.co.jp/teiden/otj010.html
電話に関する情報	NTT	113
地デジ・データ放送の防災情報	NHK 等	地デジ対応テレビのリモコンで「dボタン」を押す



【様式4】避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 避難場所は状況に応じて選択できるように 複数検討 しておく

施設の状況に応じ ①**水平避難**（指定避難場所や関連施設）
②**垂直避難**を検討する

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

施設名	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

施設において対策が必要な災害別に避難場所等を検討

32

【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在（避難生活）に必要な備蓄品を整理する。

避難確保資器材一覧（例）	
	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	

検討時のポイント！

- ①**情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの**（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ②**避難所等での避難生活時に必要なもの**（水、食料、薬など）を整理する。
- ③**水害時に活用できる状態か**を確認する。

<留意事項：垂直避難の対応について>

- ・ 垂直避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備など、避難生活の長期化に留意して下さい。

33

【様式6等】自衛水防組織の業務に関する事項(努力義務)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式編の記載を参考にする。
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式編の記載を参考にする。
別表1	防災体制を整理する	≒様式12(防災体制一覧表)
別表2	備蓄品を整理する	≒様式5(避難確保資器材一覧)

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に併せて、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、速やかに「自衛水防組織活動要領」⇒別添

<留意事項:自衛水防組織の設置について>

- ・施設利用者の安全確保のための体制であり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**
- ・既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

34

【様式7】防災教育及び訓練

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。



検討時のポイント!

- ①避難訓練等は**出水期前**に行うことが望ましい。
 - ②施設の特性等を勘案して必要な訓練を検討
 - ・情報伝達訓練
 - ・保護者等への引き渡し訓練
 - ・職員の非常参集訓練
 - ・避難訓練
- 等



35

【様式8、9、10】各種緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。定期的に更新(確認)する。
様式10	外部機関の連絡先を整理する	緊急時に連携が必要な連絡先を明確にする。

検討時のポイント！

- ・ 連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- ・ 既存の名簿等がある場合は、そちらを活用することも可能です。

例：様式8

1 1 利用者緊急連絡先一覧表

解説編 第1章1.4(3) 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

	利用者			緊急連絡先			その他 (緊急連絡先等)
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目×× 090-1234-5678
2							

36

【様式11】避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- **誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

<留意事項：移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
			担当者	
避難場所へ移動	<input type="checkbox"/> 単独歩行が可能な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> ストrollerや担架が必要な方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> そのほか()	() 名	() 名	() 名
そのほかの対応	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	() 名	() 名	() 名
	<input type="checkbox"/> そのほか()	() 名	() 名	() 名

【様式12】防災体制一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。

15 防災体制一覧表 様式12

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
- ②各要員の対応内容を決める。

3

【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難所の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。 ● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。 ● 浸水リスクのある場所を通して避難する必要があるので、自施設の3階・4階へ避難することとしている。 ● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。
避難路の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 3つの避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。 ● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。 ● 避難所まで利用者と一緒実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的に確認しながら、避難のタイミングを計っている。 ● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。 ● ○市や○県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。 ● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。 ● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。 ● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。
連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。 ● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。 ● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。 ● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。「マチコミメール」はとても有効な手段である。
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。 ● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まれない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。 ● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅に近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。 ● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。

39

【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難誘導体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「〇階以上の建物には〇人収容できるから、△△の方は〇〇施設に避難する」など、地域で話し合えるとうい。 ● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。 ● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す(保護者に迎えに来てもらう)ようにしている。小学校と同じ対応。
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄の食品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。 ● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話を聞かせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。 ● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。 ● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。 ● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。 ● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。 ● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。 ● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。 ● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらおうようにしている。 ● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。 ● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。
地域との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。 ● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。 ● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。

40

■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

- 災害は、**想定どおりには発生しない**
- 出来る限り**いろいろなイメージ**を持ち、**臨機応変に自分で対応する能力が必要**
- **地域特性をきちんと考慮した教育・対策を繰り返す、継続して実施すること**

41

情報提供(ハザードマップポータルサイト)

■国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」では、洪水時に想定される浸水深や土砂災害リスクの分布状況をまとめて確認することができます。

🔍
ハザードマップポータルサイト
検索

国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの防災リスクを調べ～

[使い方](#)
[案内説明](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

2019年1月2日 最新のハザードマップの掲載が完了したから最新の情報を提供する前に予防的な取り止めを行い、原則、2週間以上継続作業を要する区画（予防的通行規制区画）が確認できるようになりました。

重ねるハザードマップ
～浸水リスク情報と地形図を重ねて表示～

洪水、土砂災害、浸水のリスク情報、避難所情報、土砂の危険、盛り土など各地域が簡単に自由に重ねて表示できます。

地図を切る

場所を入力
例：〒500-0001 岐阜市東1丁目4番地

表示する情報を選ぶ

浸水

土砂災害

わがまちハザードマップ
～地域のハザードマップを入手する～

各市町村で公開しているハザードマップをリンクします。各都道府県のハザードマップを閲覧できます。

自治体を選ぶ

岐阜県

市町村を選ぶ

岐阜市

施設周辺の水害リスクや指定避難場所を地図上に重ねて表示できます。
河川については、現時点では**国管理河川の浸水想定しか反映されていません。**

市町村で公開している各種ハザードマップのリンクを検索できます。
最新のハザードマップが反映されていますので、ご確認ください。

44

情報提供(洪水浸水想定区域図)

洪水浸水想定区域図は、以下のホームページで公表しています。

【国土交通省管理河川】 <http://www.hrr.mlit.go.jp/river/hanran/p1.html>

【富山県管理河川】 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/kj00009527.html

【国土交通省管理河川】



水系名	河川名	指定年月日
美川水系	美川	H29.4.17
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
庄川水系	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
庄川水系	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30

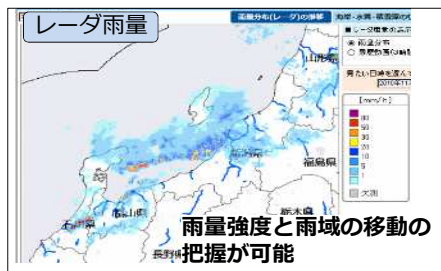
【富山県管理河川】

水系名	河川名	指定年月日
美川水系	美川	H29.4.17
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
	野田川	H28.5.30
庄川水系	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30
	庄川	H28.5.30

45

情報提供(川の防災情報)

「川の防災情報」(パソコン、スマホ、携帯)で、洪水予報等の情報を入手することができます。



洪水予報等

河川(国管理)における洪水予報等の発表状況を表示

(都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能)

【洪水予報文】
○川の○市水位観測所(○市)では、○日○時00分頃に、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。川沿いの○市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意して下さい。

水位情報

選択した観測所の現在の河川水位を表示

観測所名	時刻	水位[m]	水位変動	観測値[mm]	観測値からの雨量[mm]
14/07	15:00	1.27	↑	0.8	0.0
	14:50	1.26	→	0.8	0.0
	14:40	1.26	↓	0.8	0.0
	14:30	1.27	↑	0.8	0.0
	14:20	1.27	↑	0.8	0.0

<川の防災情報URL>

【PC】 <http://www.river.go.jp/>
 【スマホ】 <http://www.river.go.jp/s/>
 【携帯】 <http://i.river.go.jp/>

スマホ版
QRコード

情報提供(富山防災WEB)

富山防災 WEB

翻訳 (Translation) ▾

本サイトの翻訳は、Google自動翻訳サービスを利用しています。

- 天気・気象情報
- 地震・津波・火山・原子力情報
- 土砂災害・河川情報
- 公共交通情報
- 雪・道路情報
- ライフライン情報
- 生活安全・医療・健康
- 各種情報

- #### 防災情報
- 避難勧告等の状況
 - 避難所情報
 - 雨量情報
 - 河川水位情報
 - 被害総括情報
- #### お役立ち情報

富山県の注意報・警報 マップ

富山県の注意報・警報 一覧

情報提供(防災ネット富山)

・国土交通省と富山県がそれぞれ持っている雨量や水位情報を同一画面に合成し、県内の状況が一目で把握できます。

警戒レベルを用いた避難情報等

令和3年5月20日から
避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を報知したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示 (緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 大雨等の激しい気象現象に発生しても避難指示が発令されない場合、避難指示が発令された場合と同等に避難してください。
 ※2 避難指示は、避難者以外の人も避難の必要のない避難場所を指定し、避難の準備を促し、危険を回避するための避難を促すものです。
 ※3 避難指示は、高齢者等の人も避難の必要のない避難場所を指定し、避難の準備を促し、危険を回避するための避難を促すものです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を持ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時節のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「避」を「難」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全な観望・知人宅への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

屋内安全確保

警戒からどう行動するか決めておきましょう

3つの条件が揃えば津水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 避難場所や避難経路が指定されていない (歩いていって)
- 2 津水が来た場合、自宅が危険な状況に陥りやすくなります (津水が来た場合、自宅が危険な状況に陥りやすくなります)
- 3 避難場所や避難経路が指定されている (歩いていって)

※1 避難場所(指定避難場所)はハザードマップに記されていない場合は、お住まいの自治体の防災課へお問い合わせください。

※2 避難場所(指定避難場所)はハザードマップに記されていない場合は、お住まいの自治体の防災課へお問い合わせください。

※3 避難場所(指定避難場所)はハザードマップに記されていない場合は、お住まいの自治体の防災課へお問い合わせください。